

## 医療機関等の受診方法(資格取得時)

医療機関等を受診するためには、「マイナ保険証」又は「資格確認書」の提示が必要です。

**新しい「資格確認書」がお手元に届く前に医療機関等を受診する場合は、所属所において「資格証明書」〔用紙No.資格証明〕を発行してください**（「福利厚生事務の手引 別冊様式集（令和8年1月）」21ページ、ホームページにも掲載）。

### ■ 「資格証明書」発行における注意

「資格証明書」の発行対象は、組合員本人又は既に認定されている被扶養者（組合員種別変更・番号変更となった組合員の被扶養者など）に限ります。認定申告予定であるが未だ被扶養者として認定されていない被扶養者については発行することはできません。

### ■ 医療機関等受診に当たっての注意

- (1) 資格取得後に初めて医療機関等を受診する際には、「加入する健康保険組合が変わった」旨を窓口でお伝えください。
- (2) 資格確認書交付前に医療費を全額（10割）自己負担した場合、同じ月内に新しい資格確認書を提示できれば清算される場合がありますので、医療機関等にご相談ください。なお、清算ができなかった場合も、後日所属所を通じて短期給付担当に「療養費」の請求をしていただくことで、医療費の共済組合負担分（7割又は8割）が給付されます。
- (3) 組合員番号変更・種別変更の場合の医療機関等の受診方法は、別紙3「種別変更・番号変更について」を参照してください。

### ■ マイナ保険証をお使いの方へ

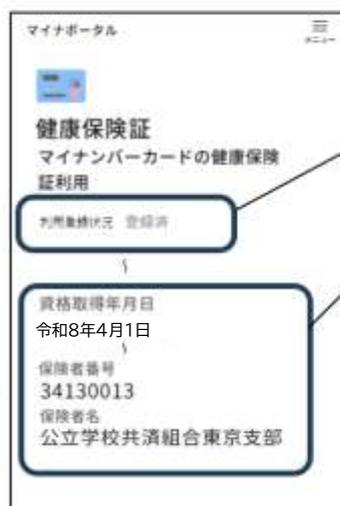
東京都の新規採用教職員(正規)及び局間転入職員で、配属前に任命権者経由で既にマイナンバーを届出済みの方については、新しい資格情報がマイナポータルに反映されていれば、資格確認書が届く前であってもマイナ保険証で受診できます。その場合は「資格証明書」を発行する必要はありません。

## マイナポータルでマイナ保険証登録状況を確認する方法

### ① アプリをインストールします。



### ② アプリにログインして、「健康保険証」を選択します。



「利用登録状況」が「登録済」になっていたら、マイナンバーカードの保険証登録が完了しています。

資格取得年月日と保険者情報が反映されていれば、共済組合の資格でマイナ保険証を利用できます。

マイナンバー総合フリーダイヤル  
電話：0120-95-0178

